

議案第 31 号

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定
について

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年 9 月 2 日提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

(提案理由)

農地法の改正に伴い、固定資産税の納税義務者に係る規定の整備を行うとともに、電気自動車の普及促進を図るため、平成22年度課税分から平成26年度課税分までの5年間に限り、その新規検査等を受けた軽自動車税を免除し、その他引用条項等規定の整備を行おうとするものである。

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例

鎌倉市市税条例（昭和25年8月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第38条第5項中「第78条第1項」を「第45条第1項若しくは農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農地法第78条第1項」に、「第41条」を「第41条若しくは第48条の2」に改め、「（農地法第68条第1項及び第2項本文の規定によつて土地を使用する使用者を除く。）」を削り、同条第6項中「土地区画整理事業（」の次に「農住組合法（昭和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに」を、「土地改良事業」の次に「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項及び第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業及び旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を、「第100条の2（」の次に「農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに」を加え、同条第7項中「同条」を「同条第1項」に、「同項第2号」を「同項第1号」に改め、同条第8項中「信託業務を兼営する銀行」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）により同法第1条第1項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関」に改め、同条第9項中「第10条の2の9」を「第10条の2の10」に改める。

附則に次の1項を加える。

（電気自動車等に対する軽自動車税の課税免除）

- 44 電気を動力源とする軽自動車等で内燃機関を有するもの以外のもの（以下「電気自動車等」という。）で、平成21年4月2日から平成26年4月1日までの間に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条の規定による新規検査を受けたもの、初めて道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の2の規定による届出をしたもの又は初めて第72条の規定による標識の交付を受けたものに限り、電気自動車等に対して新たに軽自動車税が課される年度から平成26年度までの各年度分の軽自動車税については、第65条の規定にかかわらず、これを課さない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第38条第5項の改正規定（「第41条」を「第41条若しくは第48条の2」に改める部分を除く。）、第38条第7項の改正規定（「同条」を「同条第1項」に改める部分を除く。）及び次項の規定は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第38条第5項の規定（相続税法（昭和25年法律第73号）第41条又は第48条の2に関する部分を除く。）は、施行日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。